

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和3年12月20日

鹿児島県知事 塩田康一



刺し網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起業 の認可をすべ き船舶等の数	漁業を営む者 の資格
きすまわし し網漁業	操業区域（別 表の操業区域 （刺し網漁業） をいう。以下 同じ）の1	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	10隻	出水市の区域に住所又は 事業場を有する者
きすまわし し網漁業	操業区域の2	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	1隻	阿久根市の区域に住所又 は事業場を有する者
きすまわし し網漁業	操業区域の3	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	1隻	薩摩川内市の区域に住所 又は事業場を有する者
きすまわし し網漁業	操業区域の4	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	11隻	日置市（吹上町を除く） の区域に住所又は事業場 を有する者
きすまわし し網漁業	操業区域の5	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	11隻	日置市吹上町の区域に住 所又は事業場を有する者
きすまわし し網漁業	操業区域の6	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	4隻	南さつま市加世田又は金 峰町の区域に住所又は事 業場を有する者
きすまわし し網漁業	操業区域の7	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	2隻	南さつま市笠沙町の区域 に住所又は事業場を有す る者
きすまわし し網漁業	操業区域の8	2月15日から9 月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	指宿市の区域に住所又は 事業場を有する者
きすまわし し網漁業	操業区域の9	2月1日から10 月31日まで	定めなし	定めなし	2隻	指宿市岩本の区域に住所 又は事業場を有する者
きすまわし し網漁業	操業区域の10	4月1日から9 月30日まで	定めなし	定めなし	3隻	垂水市の区域に住所又は 事業場を有する者
きすまわし し網漁業	操業区域の11	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	8隻	鹿屋市の区域に住所又は 事業場を有する者
きすまわし し網漁業	操業区域の12	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	1隻	肝属郡東串良町又は大崎 町の区域に住所又は事業 場を有する者
きすまわし し網漁業	操業区域の13	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	3隻	志布志市の区域に住所又 は事業場を有する者

(別表) 操業区域 (刺し網漁業)

番号	操業区域
1	北さつま漁業協同組合 (旧出水市漁協協同組合に限る) 共同漁業権区域
2	北さつま漁業協同組合 (旧黒之浜漁協協同組合に限る) 共同漁業権区域
3	川内市漁業協同組合共同漁業権区域
4	江口漁業協同組合共同漁業権区域
5	吹上町漁業協同組合共同漁業権区域
6	加世田漁業協同組合共同漁業権区域
7	笠沙町漁業協同組合共同漁業権区域のうち大浦干拓地沖合
8	指宿漁業協同組合 (旧指宿市漁業協同組合に限る) 共同漁業権区域
9	指宿漁業協同組合 (旧指宿市岩本漁業協同組合に限る) 共同漁業権区域
10	垂水市漁業協同組合共同漁業権区域
11	鹿屋市漁業協同組合共同漁業権区域 但し、船間町沖合消波施設周辺50メートルの区域を除く
12	東串良漁業協同組合共同漁業権区域及びその沖合
13	志布志漁業協同組合共同漁業権区域
14	北さつま漁業協同組合 (旧長島町漁業協同組合に限る) 共同漁業権区域及びその沖合。ただし、6月1日から7月31日までは共同漁業権外のみ、9月1日から翌2月末日までは共同漁業権内のみの操業とする。
15	甑島周辺及び薩摩川内市 (平成16年10月11日現在における川内市の区域に限る) 以北の北薩海域
16	薩摩川内市 (平成16年10月11日現在における川内市の区域に限る) 沖合
17	甑島周辺海域
18	南さつま漁業協同組合 (旧野間池漁業協同組合に限る) 共同漁業権区域及びその沖合
19	南さつま漁業協同組合 (旧秋目漁業協同組合に限る) 共同漁業権区域及びその沖合
20	南さつま漁業協同組合 (旧久志漁業協同組合に限る) 共同漁業権区域及びその沖合
21	坊泊漁業協同組合共同漁業権区域
22	枕崎市漁業協同組合共同漁業権区域
23	山川町漁業協同組合共同漁業権区域 (鹿共第34号に限る)
24	ねじめ漁業協同組合共同漁業権区域